

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 48 未払従業員賞与の表示科目

将来支払うべき債務を「引当金」とするか、「未払費用」又は「未払金」とするかは、その債務が「見積額」であるか否かによって分かります。

また、将来支払うべき債務を「未払費用」とするか、「未払金」とするかは、その債務が継続的な役務提供の対価であるか否かによって分かります。

上記を踏まえ、未払従業員賞与の表示科目は下記3つの場合に分けられます。

1. 支給額が確定しており、かつ、支給額が支給対象期間に対応して算定されている場合
2. 支給額が確定しているが、当該支給額が支給対象期間以外の臨時的な要因に基づいて算定されている場合
3. 支給額が確定していない場合

1. 支給額が確定しており、かつ、支給額が支給対象期間に対応して算定されている場合
支給額が確定している場合とは、労働組合との妥結等によって、「個々」の従業員への賞与支給額が確定している場合のほか、「賞与の支給率、支給月数、支給総額」が確定している場合等が含まれます。

また、支給額が支給対象期間に対応して算定されている場合とは、例えば3月決算の会社を前提とした6月支給の賞与が前年度10月から3月までの勤務期間に応じて算定される場合が考えられます。

この場合には、当期に帰属する額を継続的な役務提供の対価として「未払費用」に計上します。

2. 支給額が確定しているが、当該支給額が支給対象期間以外の臨時的な要因に基づいて算定されている場合
支給額が確定している場合とは、上記1.の説明と同様です。
支給額が支給対象期間以外の臨時的な要因に基づいて算定されている場合とは、営業ノル

マの達成や資格の取得といった成功報酬等の要因に基づいて算定されている場合をいいます。

この場合には、その額を臨時的な確定債務として「未払金」に計上します。

3. 支給額が確定していない場合支給見込額のうち、当期に帰属する額を見積額として「賞与引当金」に計上します。

上記のように考えると、3月決算の会社が本決算で「賞与引当金」に計上した未払従業員賞与を7月に支払う場合、通常、6月の第1四半期決算においては確定しており、また、期間按分計算した金額ではないため、理論的には「未払金」に振り替えることになります。

『未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について（リサーチ・センター審理情報〔No.15〕）参照』

(2013/11/25 号より)